

聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃく機能障害の状態及び所見

〔はじめに〕 〈認定要領を参照のこと〉

．この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、
□にレを入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること（各々の障害の合計指数をもって等級決定）
申請する部位にチェックを入れてください。

- ☐ 聴 覚 障 害 → 『1「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。
☐ 平 衡 機 能 障 害 → 『2「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
☐ 音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 → 『3「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
☐ そ しゃ く 機 能 障 害 → 『4「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

※3歳以上の場合は、オーディオメータの検査を主体としています。

(1) 聴力（会話音域の平均聴力のレベル）

(4) 聴力検査の結果（ア又はイのいずれかを記載する）

右		d B
左		d B

ア．純音による検査
オーディオメーターの型式

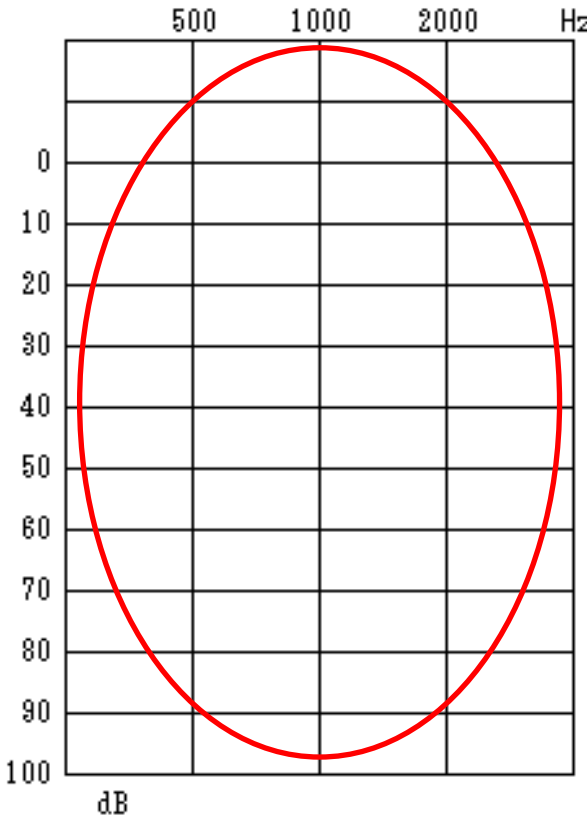
▲聴力記入

(2) 障害の種類

伝 音 性 難 聴
感 音 性 難 聴
混 合 性 難 聴

聴力障害での申請の場合

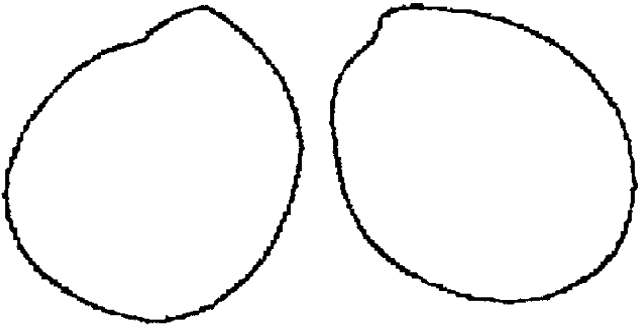
検査結果▼



(3) 鼓膜の状態

(右)

(左)



明瞭度での申請の場合

検査結果記入▼▲

イ．語音による検査

※新規申請で、2級申請する場合は、必ず聴性脳幹反応等の他覚的聴覚検査（ABR等）の添付が必要です。再交付申請（程度変更）の場合は、その限りではありません。

語音明瞭度

右		%
左		%

(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況
（注） 2級と診断する場合、記載すること。

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

平衡機能障害に応じて記入

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

音声・言語機能障害に応じて記入

◎音声・言語機能障害について◎

- ・診断書1枚目「①障害名」には「音声機能障害」「言語機能障害」は分けて記入してください。
音声…主として喉頭レベルにおける声と発声にかかわる能力の障害。喉頭摘出、発声筋麻痺等。
言語…喉頭レベル以上の構音器官(口唇、舌、下顎、口蓋等)における発音(構音)にかかわる能力と
音声言語(話しことば)の理解(意味把握)と表出(意味生成)にかかわる能力の障害。失語症等。
- ・診断書1枚目「④参考となる経過・現症」や「⑤総合所見」に家庭内や家族以外の場でのコミュニケーション
状況について記載してください(下記例参照)。

例)○音声言語機能の喪失(3級相当) →「家庭において家族又は肉親との会話の用をなさない」
○音声言語機能の著しい障害(4級相当)→「家族又は肉親との会話は可能であるが、家庭周辺に
おいて他人には殆ど用をなさない」

4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見

下の「該当する障害」の□にレを入れ、さらに①又は②の該当する□にレ又は()内に必要事項を記述すること。

- 「該当する障害」
- ☐ そしゃく・嚥下機能の障害
→「①そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。
 - ☐ 咬合異常によるそしゃく機能の障害
→「②咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。

要チェック▲▼

① そしゃく・嚥下機能の障害

a 障害の程度

- ☐ 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- ☐ 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- ☐ 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容
容・摂取方法に著しい制限がある。
- ☐ その他

そしゃく・嚥下機能に応じて記入

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

〈参考〉各器官の観察点

- ・口唇・下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射
- ・舌：形状、運動能力、反射異常
- ・軟口蓋：挙上運動、反射異常
- ・声帯：内外転運動、梨状窩の唾液貯溜

○所見(上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を
詳細に記載すること。)

イ 嚥下状態の観察と検査

〈参考1〉各器官の観察点

- ・口腔内保持の状態
- ・口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・食道入口部の開大と流動物 (bolus) の送り込み

〈参考2〉摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・摂取できる食物の内容 (固形物、半固形物、流動食)
- ・誤嚥の程度 (毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し)

○観察・検査の方法

- ☐ エックス線検査 ()
- ☐ 内 視 鏡 検 査 ()
- ☐ そ の 他 ()

○所 見 (上記の枠内の〈参考1〉と〈参考2〉の観察点から、嚥下状態について詳細に記載すること。)

[]

② 咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

- ☐ 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。
- ☐ その他

**歯科医師の意見書が必要です。
添付がないと認定できません。**

[]

b 参考となる検査所見 (咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)

ア 咬合異常の程度 (そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。)

[]

イ そしゃく機能 (口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。)

[]

(2) その他 (今後の見込み等)

[]

(3) 障害程度の等級

(下の該当する障害程度の等級の項目の□にレを入れること。)

- ① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- ☐ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- ☐ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの
- ☐ 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

- ② 「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- ☐ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- ☐ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの
- ☐ 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
- ☐ 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

〔記入上の注意〕

- (1) 聴力障害の認定にあたっては、JIS規格におけるオーディオメータで測定すること。

dB値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa、b、cとした場合、

$\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a、b、cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない

場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。

- (2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」【第6号様式(3)】の提出を求めるものとする。

- (3) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。

歯科医師による診断書・意見書

氏 名	明治 大正 昭和 平成	年	月	日生	男	女
住 所						
現 症						
原因疾患名						
治療経過						
今後必要とする治療内容 (1) 歯科矯正治療 (要 ・ 否) (2) 口腔外科的手術 (要 ・ 否) (3) 治療完了までの見込み 向後 年 月						
現症をもとに上記のとおり申し述べる。併せて以下の意見を付す。 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・ 該当する ・ 該当しない ※沖縄県では歯科の15条指定はしていないため、歯科医師による診断書・意見書は更生医療で登録のある病院で作成したものを添付してください。 令和 年 月 日 病院又は診療所の 名称、所在地 標榜診療担当科名 歯科医師氏名 印						